

令和7年8月25日

青森市税務部納税支援課長

令和7年度「固定資産税第2期」の督促状の誤送付について

このたび、令和7年8月20日（水）付けで送付しました令和7年度「固定資産税第2期」の督促状について、誤送付が判明しましたので、別添資料のとおりお知らせします。

該当する市民のかた（7月28日（月）から8月19日（火）までの間に青森農業協同組合の本店、支店で固定資産税第2期を納付したかた）の二重納付を防止するため、注意喚起して下さるようお願いします。

令和7年度「固定資産税第2期」の督促状の誤送付について

1 誤送付の内容

令和7年8月20日（水）発送の督促状について、7月28日（月）から8月19日（火）までに青森農業協同組合（本店及び各支店）で納付された方へ、誤って督促状を送付したものの。

2 誤送付の件数

令和7年度固定資産税第2期 124件（全送付件数7,860件）

3 経緯

8月22日（金）、納付したにもかかわらず督促状が届いた納税者からの問い合わせで判明。

4 原因

青森農業協同組合によると、窓口での税公金納付にあたり、7月28日（月）から地方税統一QRコードを利用した収納処理を開始したところ、当該組合職員の操作誤りにより、収納データが地方税共同機構（※）に送付されなかったため、本市において未納と処理され、青森農業協同組合の本店及び支店で納付された方に対し、誤って督促状を送付したものの。

（※）全国の地方公共団体が共同で、地方税統一QRコードを活用した「地方税共通納税システム」を運用している組織。

5 対応

- 8月23日（土）、誤送付した納税者の方に対し電話にて一部の方には連絡済み。
- 今後、速やかに誤送付の経緯等を説明する文書を送付予定。
- 青森農業協同組合では、別途お客様対応を予定。

6 再発防止策

- 青森農業協同組合における再発防止策について、今後報告を求めていく。
- 青森農業協同組合以外の金融機関に対し、同様の事案が発生しないように情報共有を行う。